

# 食料供給困難事態対策法案の概要

## 背景

- 世界人口の増加に伴う食料需要が増大する中で、気候変動に伴う主要産地の生産の不安定化、物流の途絶等様々な要因による国内における食料の供給量が大幅に不足するリスクが増大している。
- 食料については、異常気象等の兆候を捉えることで供給不足を事前に予想することが可能であり、当該兆候を捕捉した早期の段階から、事態の深刻度に応じた食料供給確保の措置を講ずることが必要。

## 法律案の概要

### 1 食料供給困難事態対策本部

#### (1) 食料供給困難事態対策本部の設置

- ・異常気象等の兆候を把握した時（食料供給困難兆候）に、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を本部員とする本部を設置（第5条～第14条）

#### (2) 食料供給困難事態対策の実施に関する方針の策定

- ・供給量を確保すべき国民の食生活上又は国民経済上重要な品目（米穀、小麦、大豆などを政令で指定）及び当該品目の生産に必要不可欠な資材について、供給目標数量の設定、供給確保のための対策等を方針として策定。当該方針に基づき関係省庁が連携して対応（第9条）

### 2 安定供給の確保のための措置（第15条～第18条、第20条）

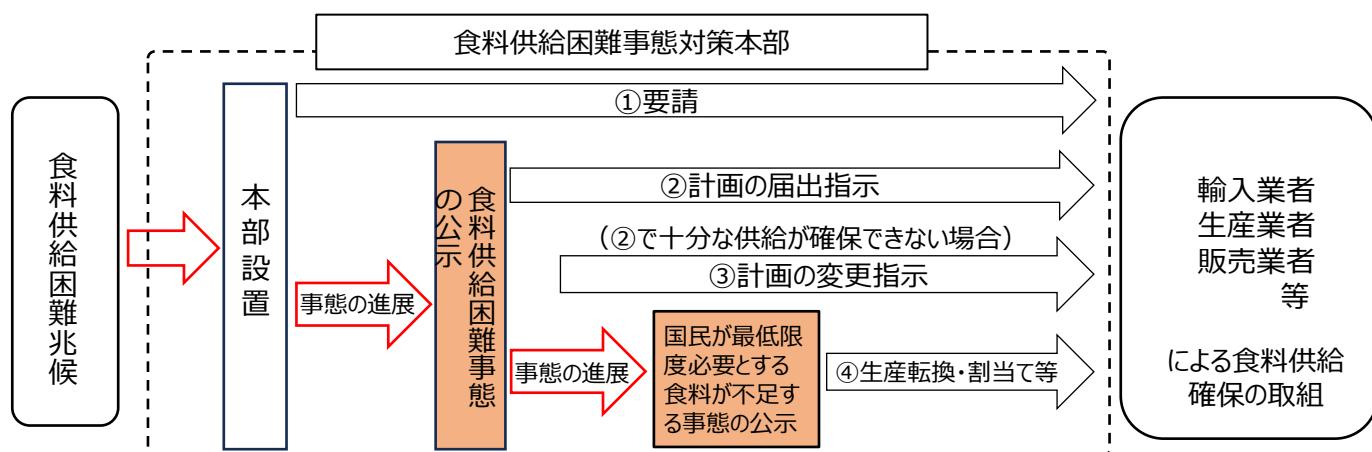
- ① 本部設置後、主務大臣による輸入業者、生産業者、販売業者等に対する出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大の要請
- ② 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じた段階（食料供給困難事態）で、本部が公示をした上で、出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大に係る計画の届出指示
- ③ 届出がされた計画では食料供給が十分でなく、更なる措置が必要と判断した場合における②の計画の変更指示
- ④ 国民が最低限度必要とする食料が不足するおそれがある場合は、本部が公示をした上で、生産転換や国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給を必要に応じて実施

### 3 報告徴収・立入検査

- ① 国民の食生活上又は国民経済上重要な品目（米穀、小麦、大豆等）等の国内の需給状況の把握のため、輸入、生産又は販売の事業者その他団体等に対する必要な報告の求め（第4条）
- ② 2の措置の施行に必要な限度における輸入業者、生産業者、販売業者等に対する立入検査（第21条）

### 4 実効性を担保するための措置

- ① 2の要請及び計画の変更指示に応じる事業者に対する財政上の措置（第19条）
- ② 事業者が2の②（届出指示）に違反した場合や3の②（立入検査）を拒否等した場合の罰則や正当な理由なく届け出た計画に沿った取組を行わない場合等の公表措置（第15条～第18条、第23条、第24条）



## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日